

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

件 名	敬老乗車証条例の一部改正条例の実施延期等
要 旨	<p>2021年11月5日に京都市会で可決した京都市敬老乗車証条例の一部改正条例は、①交付開始年齢を現在の70歳から段階的に75歳まで引き上げる、②交付対象者を合計所得金額700万円未満の方に制限する、③合計所得金額200万円以上700万円未満の階層を細分化し、利用者の負担金を3～4.5倍に引き上げる内容であり、事実上、制度の破壊である。</p> <p>この条例の目的は高齢者の社会参加を支援し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することである。正に高齢者の生きがい対策である。同時に、新型コロナウイルスの感染拡大により市民生活が厳しい困難に陥っているときにこそ、地方自治体や国は市民生活、なりわいを応援し、福祉を増進しなければならない。ところが、京都市の条例改正の内容は高齢者の社会参加を促進するどころか、それに逆行するものである。私たちはこのような条例改正を認めることはできない。</p> <p>同時に今回の改正に当たって、市会提出の前に利用者や市民の声を全く聞くこともなく強行されており手続的にも市民は受け入れられない。本人負担金の大幅な引上げや交付年齢の引上げなど市民生活を直撃する条例改正であることから、公聴会や市民との懇談会などを開催して十分に市民の声を聴き反映させるべきである。</p> <p>よって、改正条例の実施時期を延期して、敬老乗車証利用者や市民の声を聴く公聴会や市民懇談会などを開催し、幅広く議論を行うことのできる機会をきちんと設けることを求める。</p> <p>については、京都市敬老乗車証条例の一部改正条例の実施時期を延期し、市民的検討を行うことを願う。</p>
回付委員会	教育福祉委員会

受 理 番 号	受 理 年月日	陳 情 者
2387	令和4年 2月 22日	
2388	令和4年 2月 16日	

2389	令和4年 2月16日	
2390	令和4年 2月16日	
2391	令和4年 2月16日	
2392	令和4年 2月16日	
2393	令和4年 2月16日	
2394	令和4年 2月16日	
2395	令和4年 2月16日	
2396	令和4年 2月16日	
2397	令和4年 2月16日	
2398	令和4年 2月16日	
2399	令和4年 2月16日	

2400	令和4年 2月16日	
2401	令和4年 2月16日	
2402	令和4年 2月16日	